

## 総合事業サービスについてのQ&A

### 問1 総合事業の自己作成について

- (答) 総合事業のサービスを利用している場合、自己作成はできません。介護予防プランであっても総合事業のサービスがプランの中に位置づけられているときは、自己作成になった場合、総合事業分が全額自己負担となります。詳しい内容は、平成28年9月資料「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)利用中(または同時)に要介護認定等申請を行う場合の注意事項」を参照し、適正な事務の実施に努めてください。

### 問2 高額介護予防相当サービス費について

同じ世帯に介護サービスを利用する人が複数いる場合で世帯全体の利用者負担額が世帯の上限額を超えた場合、申請により超えた金額を高額介護予防相当サービス費として支給します。なお、申請書は対象となる利用者へ直接郵送します。申請は、本庁介護保険課、支所窓口で受け付けます。一度申請いただくと、翌月以降の対象月の分は、口座に自動で振り込みます。

### 問3 利用者負担額の軽減について

- (答) 総合事業サービスを利用している場合も、支給限度額管理のサービスを利用する場合、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減、利用者負担援護金、特別地域加算に係る訪問介護利用者負担額の軽減等の対象となります。申請等詳しくは、介護保険課サービス担当へお問い合わせください。

### 問4 給付制限について

- (答) 総合事業のサービスを利用するとき、介護保険料滞納に伴う給付制限は適用されません。事業対象者の保険証には給付制限の記載がありませんが、要支援認定者の保険証には記載が入っているため、給付管理時は注意してください。また、要支援認定者が介護予防サービスを利用する場合は、給付制限がかかります。